

資料1 法制定以降の秘密保護関係条文の改定状況

〔統計法関係〕

| | 統計法(昭和22年 法律第18号) | 昭和24年 法律第132号 |
|-----|--|---|
| I | 第14条(秘密の保護) 指定統計調査の結果知られた人、法人又はその他の団体の秘密に属する事項については、その秘密は、保護されなければならない。 | — |
| II | 第15条 何人も、指定統計を作成するために集められた調査票を、統計上の目的以外に使用してはならない。 前項の規定は、統計委員会の承認を得て使用の目的を公示したのものについては、これを適用しない。 | — |
| III | | |
| IV | | |
| V | | |
| VI | | |
| VII | 第19条 統計委員会委員、統計官その他指定統計調査に関する事務に従事する者、統計調査員又はこれらの職に在った者が、その職務執行に関して知り得た人、法人又はその他の団体の秘密に属する事項を、他に漏し、又は窃用したときは、これを1年以下の懲役又は5,000円以下の罰金に処する。 前項に掲げる者が、統計委員会の承認を得た場合の外集計された結果を、第7条の規定により定められた公表期日以前に、他に漏し、又は窃用したときは、これを5,000円以下の罰金に処する。 職務上前二項の事項を知り得た第1項に掲げる者以外の公務員又は公務員であった者が、同項の行為をしたときもまた同項の例による。 | 第19条の2 統計委員会委員、統計官、統計主事その他指定統計調査に関する事務に従事する者、統計調査員又はこれらの職に在った者が、その職務執行に関して知り得た人、法人又はその他の団体の秘密に属する事項を、他に漏し、又は窃用したときは、これを1年以下の懲役又は5,000円以下の罰金に処する。 前項に掲げる者が、統計委員会の承認を得た場合の外集計された結果を、第7条の規定により定められた公表期日以前に、他に漏し、又は窃用したときは、これを5,000円以下の罰金に処する。 職務上前二項の事項を知り得た第1項に掲げる者以外の公務員又は公務員であった者が、同項の行為をしたときもまた同項の例による。 |

| | 昭和 27 年 法律第 260 号 | 昭和 58 年 法律第 80 号 |
|-----|--|---|
| I | — | — |
| II | <p>第 15 条 何人も、指定統計を作成するために集められた調査票を、統計上の目的以外に使用してはならない。</p> <p>前項の規定は、<u>行政管理庁長官</u>の承認を得て使用の目的を公示したものについては、これを適用しない。</p> | <p>第 15 条 何人も、指定統計を作成するために集められた調査票を、統計上の目的以外に使用してはならない。</p> <p>前項の規定は、<u>総務庁長官</u>の承認を得て使用の目的を公示したものについては、これを適用しない。</p> |
| III | | |
| IV | | |
| V | | |
| VI | | |
| VII | <p>第 19 条の 2 統計委員会委員、統計官、統計主事その他指定統計調査に関する事務に従事する者、統計調査員又はこれらの職に在った者が、その職務執行に関して知り得た人、法人又はその他の団体の秘密に属する事項を、他に漏し、又は窃用したときは、これを 1 年以下の懲役又は 5,000 円以下の罰金に処する。</p> <p>前項に掲げる者が、<u>行政管理庁長官</u>の承認を得た場合の外集計された結果を、第 7 条の規定により定められた公表期日以前に、他に漏し、又は窃用したときは、これを 5,000 円以下の罰金に処する。</p> <p>職務上前二項の事項を知り得た第 1 項に掲げる者以外の公務員又は公務員であった者が、同項の行為をしたときもまた同項の例による。</p> | <p>第 19 条の 2 統計官、統計主事その他指定統計調査に関する事務に従事する者、統計調査員又はこれらの職に在った者が、その職務執行に関して知り得た人、法人又はその他の団体の秘密に属する事項を、他に漏し、又は窃用したときは、これを 1 年以下の懲役又は 5,000 円以下の罰金に処する。</p> <p>前項に掲げる者が、<u>総務庁長官</u>の承認を得た場合のほか集計された結果を、第 7 条の規定により定められた公表期日以前に、他に漏らし、又は窃用したときは、これを 5,000 円以下の罰金に処する。</p> <p>職務上前二項の事項を知り得た第 1 項に掲げる者以外の公務員又は公務員であった者が、同項の行為をしたときもまた同項の例による。</p> |

| | 昭和 63 年 法律第 96 号 | 平成 11 年 法律第 160 号 |
|-----|--|--|
| I | <p>第 14 条（秘密の保護） 指定統計調査、第 8 条第 1 項の規定により総務庁長官に届け出られた統計調査（以下「届出統計調査」という。）及び統計報告調整法の規定により総務庁長官の承認を受けた統計報告の徴集（以下「報告徴集」という。）の結果知られた人、法人又はその他の団体の秘密に属する事項については、その秘密は、保護されなければならない。</p> | <p>第 14 条（秘密の保護） 指定統計調査、第 8 条第 1 項の規定により総務大臣に届け出られた統計調査（以下「届出統計調査」という。）及び統計報告調整法の規定により総務大臣の承認を受けた統計報告の徴集（以下「報告徴集」という。）の結果知られた人、法人又はその他の団体の秘密に属する事項については、その秘密は、保護されなければならない。</p> |
| II | — | <p>第 15 条 何人も、指定統計を作成するために集められた調査票を、統計上の目的以外に使用してはならない。 前項の規定は、総務大臣の承認を得て使用の目的を公示したものについては、これを適用しない。</p> |
| III | <p><新設> 第 15 条の 2 何人も、届出統計調査（地方公共団体が行うものを除く。次条において同じ。）によって集められた調査票及び報告徴集によって得られた統計報告（統計報告調整法第 4 条第 2 項に規定する申請書に記載された専ら統計を作成するために用いられる事項に係る部分に限る。）を、統計上の目的以外に使用してはならない。 ②前項の規定は、届出統計調査又は報告徴集の実施者が、被調査者又は報告を求められた者を識別することができない方法で調査票又は統計報告を使用し、又は使用させることを妨げるものではない。</p> | — |
| IV | <p><新設> 第 15 条の 3（調査票等の管理） 指定統計調査、届出統計調査及び報告徴集の実施者は、統計調査によって集められた調査票、報告徴集によって得られた統計報告その他の関係書類を適正に管理するために必要な措置を講じなければならない。</p> | — |
| V | <p><新設> 第 15 条の 4（地方公共団体の責務） 地方公共団体は、届出統計調査によって集められた調査票その他の関係書類の適正な使用及び管理に努めなければならない。</p> | — |
| VI | | |
| | <p>第 19 条の 2 統計官、統計主事その他指定統計調査に関する事務に従事する者、統計調査員又はこれらの職に在った者が、その職務執行に関して</p> | <p>第 19 条の 2 統計官、統計主事その他指定統計調査に関する事務に従事する者、統計調査員又はこれらの職に在った者が、その職務執行に関して</p> |

| | | |
|-----|---|---|
| VII | <p>知り得た人、法人又はその他の団体の秘密に属する事項を、他に漏らし、又は窃用したときは、これを1年以下の懲役又は<u>10万円</u>以下の罰金に処する。</p> <p>前項に掲げる者が、総務庁長官の承認を得た場合の外集計された結果を、第7条の規定により定められた公表期日以前に、他に漏らし、又は窃用したときは、これを<u>10万円</u>以下の罰金に処する。</p> <p>職務上前二項の事項を知り得た第1項に掲げる者以外の公務員又は公務員であった者が、同項の行為をしたときもまた同項の例による。</p> | <p>知り得た人、法人又はその他の団体の秘密に属する事項を、他に漏らし、又は窃用したときは、これを1年以下の懲役又は<u>10万円</u>以下の罰金に処する。</p> <p>前項に掲げる者が、<u>総務大臣</u>の承認を得た場合の外集計された結果を、第7条の規定により定められた公表期日以前に、他に漏らし、又は窃用したときは、これを10万円以下の罰金に処する。</p> <p>職務上前二項の事項を知り得た第1項に掲げる者以外の公務員又は公務員であった者が、<u>前二項</u>の行為をしたときもまた<u>当該各項</u>の例による。</p> |
|-----|---|---|

| 平成 15 年 法律第 61 号 | |
|------------------|---|
| I | — |
| II | — |
| III | — |
| IV | — |
| V | — |
| VI | <p><新設> 第18条の2（行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律等の適用除外） 指定統計を作成するために集められた個人情報（行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第58号）第2条第2項に規定する個人情報及び独立行政法人等の保有する個人情報の保護に冠する法律（平成15年法律第59号）第2条第2項に規定する個人情報をいう。以下この条において同じ。）及び届出統計調査によって集められた個人情報については、これらの法律の規定は、適用しない。</p> |
| VII | — |

[表注]

表側の I～VII は、筆者の方で付加した一覧番号である。

表中の「—」は、条文に変更がないことを示す。

〔統計報告調整法関係〕

| | 昭和 27 年 法律第 148 号(第 260 号) | 昭和 58 年 法律第 80 号 |
|----|--|---|
| I | <p>第 4 条 (統計報告の徴集についての承認) 統計報告の徴集を行おうとする行政機関の長は、左の各号の一に該当する場合を除く外、当該統計報告の徴集について、あらかじめ、統計委員会の承認を受けなければならない。</p> <p>一 徴集方法及び報告様式が法律又は政令で定められている統計報告の徴集を行おうとする場合</p> <p>二 統計法 (昭和 22 年法律第 18 号) 第 3 条に規定する指定統計調査としての統計報告の徴集を行おうとする場合</p> <p>2 前項の承認を受けようとする行政機関の長は、左に掲げる事項を記載した申請書を統計委員会に提出しなければならない。</p> <p>一 当該行政機関の名称</p> <p>二 目的</p> <p>三 報告を求める事項</p> <p>四 報告を求める者の範囲</p> <p>五 報告を求める期日又は期間</p> <p>六 徴集方法</p> <p>七 徴集を行う期間</p> <p>八 その他行政管理庁長官が必要と認める事項</p> <p>3 申請書には、報告様式及びその他の参考書類を添付しなければならない。</p> | <p>第 4 条 (統計報告の徴集についての承認) 統計報告の徴集を行おうとする行政機関の長は、左の各号の一に該当する場合を除く外、当該統計報告の徴集について、あらかじめ、<u>総務庁長官</u>の承認を受けなければならない。</p> <p>一 徴集方法及び報告様式が法律又は政令で定められている統計報告の徴集を行おうとする場合</p> <p>二 統計法 (昭和 22 年法律第 18 号) 第 3 条に規定する指定統計調査としての統計報告の徴集を行おうとする場合</p> <p>2 前項の承認を受けようとする行政機関の長は、左に掲げる事項を記載した申請書を<u>総務庁長官</u>に提出しなければならない。</p> <p>一 当該行政機関の名称</p> <p>二 目的</p> <p>三 報告を求める事項</p> <p>四 報告を求める者の範囲</p> <p>五 報告を求める期日又は期間</p> <p>六 徴集方法</p> <p>七 徴集を行う期間</p> <p>八 その他<u>総務庁長官</u>が必要と認める事項</p> <p>3 申請書には、報告様式及びその他の参考書類を添付しなければならない。</p> |
| II | | |

| | 昭和 63 年 法律第 96 号 | 平成 11 年 法律第 160 号 |
|---|---|---|
| I | <p>第 4 条 (統計報告の徴集についての承認) 統計報告の徴集を行おうとする行政機関の長は、左の各号の一に該当する場合を除く外、当該統計報告の徴集について、あらかじめ、<u>総務庁長官</u>の承認を受けなければならない。</p> <p>一 徴集方法及び報告様式が法律又は政令で定められている統計報告の徴集を行おうとする場合</p> <p>二 統計法 (昭和 22 年法律第 18 号) 第 3 条に規定する指定統計調査としての統計報告の徴集を行おうとする場合</p> <p>2 前項の承認を受けようとする行政機関の長は、左に掲げる事項を記載した申請書を<u>総務庁長官</u>に提出しなければならない。</p> <p>一 当該行政機関の名称</p> <p>二 目的</p> <p>三 報告を求める事項及び当該事項ごとの専ら統計を作成するために用いられるか否</p> | <p>第 4 条 (統計報告の徴集についての承認) 統計報告の徴集を行おうとする行政機関の長は、左の各号の一に該当する場合を除く外、当該統計報告の徴集について、あらかじめ、<u>総務大臣</u>の承認を受けなければならない。</p> <p>一 徴集方法及び報告様式が法律又は政令で定められている統計報告の徴集を行おうとする場合</p> <p>二 統計法 (昭和 22 年法律第 18 号) 第 3 条に規定する指定統計調査としての統計報告の徴集を行おうとする場合</p> <p>2 前項の承認を受けようとする行政機関の長は、左に掲げる事項を記載した申請書を<u>総務大臣</u>に提出しなければならない。</p> <p>一 当該行政機関の名称</p> <p>二 目的</p> <p>三 報告を求める事項及び当該事項ごとの専ら統計を作成するために用いられるか否</p> |

| | | |
|----|---|---|
| | かの別 四 報告を求める者の範囲 五 報告を求める期日又は期間 六 徴集方法 七 徴集を行う期間 八 その他総務大臣が必要と認める事項 3 申請書には、報告様式及びその他の参考書類を添付しなければならない。 | かの別 四 報告を求める者の範囲 五 報告を求める期日又は期間 六 徴集方法 七 徴集を行う期間 八 その他総務大臣が必要と認める事項 3 申請書には、報告様式及びその他の参考書類を添付しなければならない。 |
| II | | |

| 平成 15 年 法律第 61 号 | |
|------------------|---|
| I | — |
| II | <p><新設></p> <p>第 12 条の 3 (行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律等の適用除外)</p> <p>第 4 条第 1 項の規定により総務大臣の承認を受けた統計報告 (同条第 2 項に規定する申請書に記載された専ら統計を作成するために用いられる事項に係る部分に限る。) の徴集によって得られた個人情報 (行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律 (平成 15 年法律第 58 号) 第 2 条第 2 項に規定する個人情報及び独立行政法人等の保有する個人情報の保護に冠する法律 (平成 15 年法律第 59 号) 第 2 条第 2 項に規定する個人情報をいう。以下この条において同じ。) 及び届出統計調査によって集められた個人情報については、これらの法律の規定は、適用しない。</p> |

[表注]

表側の I、II は、筆者の方で付加した一覧番号である。

表中の「—」は、条文に変更がないことを示す。